

交企甲達第12号
令和5年4月3日

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福井県警察本部長

原動機を用いる乳母車に係る警察署長の確認について

道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）及び道路交通法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和4年内閣府令第67号。以下「改正府令」という。）の規定により、歩行補助車等に関する規定が整備され、令和5年4月1日から施行されること、改正府令による改正後の道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）第1条第2項第1号の規定に基づく原動機を用いる乳母車に係る警察署長の確認の手續等について、下記のとおり運用するので、事務処理上誤りのないようになされたい。

なお、原動機を用いる小児用の車に係る警察署長の確認事務取扱要領の制定について（令和元年交企甲達第30号）は廃止する。

記

1 申請及び確認の手續

(1) 申請の手續等

規則第1条第2項第1号に規定する確認（以下単に「確認」という。）は、車体の大きさの基準（同条第1項第1号に定める基準をいう。以下同じ。）に適合しない原動機を用いる乳母車の利用者から、通行の場所を管轄する警察署長（以下「警察署長」という。）に対し、確認申請書（別記様式第1号）の提出があった場合に行うものとする。

(2) 審査の方法

申請に係る利用者が原動機を用いる乳母車を特定の経路を通行させることその他の特定の方法（以下「特定の通行方法」という。）により通行させることが、他の歩行者の通行を妨げるおそれのないものであることについて、次の書類を提出させ、これらの書面の書面審査（これらの書面のみでは判断できない場合においては、当該書面審査並びに申請に係る乳母車及び特定の通行方法についての実地調査）により確認の適否を判断するものとする。

ア 申請に係る乳母車を作成または販売する者の作成に係る当該乳母車の車体の大きさ（長さ、幅及び高さ）を証する書面

イ 申請に係る特定の通行方法が他の歩行者の通行を妨げるおそれのないものであることを疎明する書面

例1：申請に係る乳母車が通行する経路を示す見取図

例2：見通しが悪い交差点等がある場合には、申請に係る乳母車の後方で操作す

る場合に他の歩行者との衝突等の危険が生じる可能性がある経路中の箇所において講じる安全措置（乳母車の前方に成人を配置し歩行者に注意しながら通行するなど）が分かる書面

(3) 確認証の交付

警察署長は、確認を行ったときは、申請者に対し、確認証（別記様式第2号）を交付するものとする。この場合において、確認証の発出番号は、原動機を用いる乳母車に係る警察署長の確認台帳（別記様式第3号）により付与すること。

2 確認証の携帯

利用者が確認に係る乳母車を道路において利用する場合には、確認証を携帯させるものとする。

3 確認証の返納

利用者が確認に係る乳母車を利用しなくなったとき、または利用する必要がなくなったときは、速やかに確認証を警察署長に返納させるものとする。

4 運用上の留意事項

(1) 通行する場所が2以上の公安委員会の管轄にわたる場合

通行する場所が2以上の公安委員会の管轄にわたる場合は、それぞれの警察署長に申請させること。

(2) 通行する場所が県内の2以上の警察署の管轄にわたる場合

通行する場所が県内の2以上の警察署の管轄にわたる場合は、いずれの警察署長でも受理することができる。この場合において、申請を受理した警察署長は、確認した内容を、関係する警察署長に連絡すること。

(3) 原動機を用いる乳母車で車体の大きさの基準に適合しないものは、当該乳母車を特定の通行方法によって通行させることで他の歩行者の通行を妨げるおそれのないものであることについて、警察署長の確認を受けない限り、道路交通法（昭和35年法律第105号）上の歩行補助車等には該当しないことになることから、このような原動機を用いる乳母車を通行させている者を発見した場合には、速やかに警察署長の確認を受けるよう指導すること。

(4) 従前、原動機を用いる小児用の車として、確認証の交付を受けている者から改めて確認申請書の提出を受け、または当該者に対して確認証を交付する必要はないので、その旨留意すること。

5 事務の専決

原動機を用いる乳母車に係る警察署長の確認事務については、警部以上の階級にある者で警察署長が指定する者の専決とすることができる。

6 文書の保存

本通達に規定する文書の保存期間については会計年度で1年間とする。

様式省略